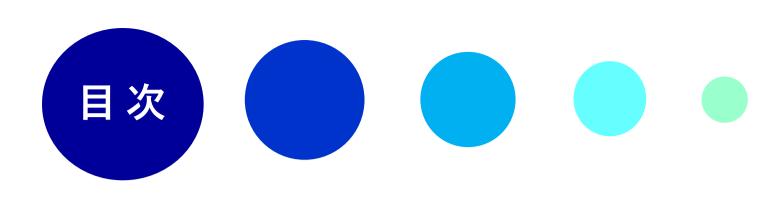
令和6年度介護報酬改定等について (全サービス共通編)

※個別サービス編とあわせてご覧ください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課







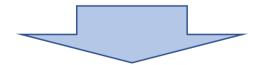
- 1 令和3年度介護報酬改定における経過措置の終了について
- 2 令和6年度介護報酬改定等の概要・主な改定事項について
- 3 介護報酬改定等に係る変更届・体制届について
- 4 介護報酬改定等に関する質問について
- 5 その他(依頼事項・連絡事項)

1 令和3年度介護報酬改定における経過措置 の終了について



1令和3年度介護報酬改定における経過措置の終了について

- (1) 感染症対策の強化(対象:全サービス)
- (2) 業務継続に向けた取組の強化(対象:全サービス)
- (3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け(対象:全サービス(一部サービス除く))
- (4) 高齢者虐待防止の推進(対象:全サービス)
- (5) 口腔衛生管理の強化(対象:施設系サービス)
- (6) 栄養ケアマネジメントの充実 (対象:施設系サービス)
- (7) 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化(対象:訪問リハ)



経過措置期間:令和6年3月31日まで

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた 取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見 直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の 受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問 系サービス(訪問入浴介 護を除く)、福祉用具貸 与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期 的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必 要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切 に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにお ける口腔衛生管理の 強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理 を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師 の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る 技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにお ける栄養ケア・マネ ジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養 状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が <u>診療</u> しない場合の減算(未 実施減算)の強化	訪問リハビリテー ション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる(未実施減算)。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び 業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要

【居宅療養管理指導★】

○ 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要 性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。

【省令改正】

- ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- イ業務継続計画の策定等

★:予防を含む(以下のページにおいて同じ)











€ 音声読み上げ

Google ##

検索

> 詳細検索

くらし・防災 環境

子ども・女性 医療・福祉

産業・農林水産 労働·観光

社会基盤 まちづくり

教育・文化 スポーツ・青少年

県政情報

トップページ>分類でさがす>子ども・女性・医療・福祉>高齢者>認知症対策>認知症介護研修について

四の重要なお知らせ

知事会見(令和6年度当初予算)

能登半島地震 支援の状況

認知症介護研修について

記事ID:0007816 2024年3月7日更新 🔡 高齢福祉課 👨印刷ページ表示 👨 大きな文字で印刷ページ表示

認知症介護研修について

認知症介護基礎研修

認知症介護基礎研修は認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識とそれ らを踏まえた実際の対応方法を修得することを目的に実施しています。

岐阜県では令和4年度から「社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター」を指定団体とし、eラーニングシステムに より実施することとしました。詳細は以下のPDFファイルをご確認ください。

■ 岐阜県認知症介護基礎研修(eラーニング)の実施について[PDFファイル/157KB]

申し込み方法

認知症介護基礎研修eラーニングシステム(仙台センターホームページ)から受講申し込みを行ってください。申し込みについては、 リンク先の「操作マニュアル(認知症介護基礎研修受講者用)をご参照ください。

https://kiso-elearning.jp/<外部リンク>

問い合わせについて

受講手続き等についての問い合わせは、認知症介護基礎研修eラーニングシステムトップページ「お問い合わせフォーム」から行っ てください。

このページを見ている人は こんなページも見ています

資格・研修(介護)(高齢福祉 課)

介護保険(高齢福祉課)

入学者进抜

介護保険ライブラリ(介護保険 事業者) (高齢福祉課)

指定事業者の皆さまへR5 (障害 福祉課)

防災関係通知

- 『 「高齢者施設の伴走型防災支援事業」の動画配信について(再周知) [PDFファイル/91KB]
- <u>↑護事業者のための業務継続計画(BCP)作成セミナー(令和4年度委託事業介護サービス類型に応じた業務継続計画(BCP)</u>作成支援事業)の開催について [PDFファイル/238KB] (R5年2月7日)

【令和5年10月2日開催 入所施設・事業所向け研修会】

- 資料1 講義資料1 [Wordファイル/266KB]
- 資料2 講義資料2 (フローチャート) [Wordファイル/62KB]
- 資料3 自然災害発生時における業務継続計画 記載例(入所系) [Wordファイル/324KB]
- 資料4-1 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 ひな型(介護サービス類型・入所系) [Wordファイル/109K
 B]
- 資料4-2新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 ひな型(障害福祉サービス類型・入所・入居系) [Wordファ イル/127KB]
- 🛼 <u>資料4-3 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 様式集 [Excelファイル/43KB]</u>
- 【令和5年10月3日開催 通所、訪問、居宅系施設・事業所向け研修会】
 - 資料1 講義資料1 [Wordファイル/266KB]
 - 資料2 講義資料2 (フローチャート) [Wordファイル/62KB]
 - □ 資料3-1 自然災害発生時における業務継続計画 記載例(通所系) [Wordファイル/301KB]
 - 資料3-2 自然災害発生時における業務継続計画 記載例(訪問系) [Wordファイル/282KB]
 - 資料3-3 自然災害発生時における業務継続計画 記載例(居宅系) [Wordファイル/285KB]
 - <u>資料4-1 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 ひな形(介護サービス類型:通所系) [Wordファイル/106K</u>B]
 - <u>資料4-2 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 ひな形(介護サービス類型:訪問系) [Wordファイル ∕ 101K</u> B]
 - 高。 <u>資料4-3 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 ひな形(障害福祉サービス類型:通所系) [Wordファイル/1</u> 28KB]
 - 資料4-4 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 ひな形 (障害福祉サービス類型:訪問系) [Wordファイル/1

2 令和6年度介護報酬改定等の概要・主な改定 事項について

- 概要
- ・ 基本報酬・加算の見直し



令和6年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進
 - 質の高い公正中立なケアマネジメント
 - 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
 - 医療と介護の連携の推進
 - ▶ 在宅における医療ニーズへの対応強化 ➤ 在宅における医療・介護の連携強化
 - > 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種 連携やデータの活用等を推進
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- · LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって 安心できる制度を構築
- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

3. 艮質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、 処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取 組を推進
- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額(居住費)の見直し
- 地域区分

	主な改定事項(県指定等のサービス) ★予防も含む	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	特定施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
基本報酬	₩・加算の見直し															
1. 地域	1. 地域包括ケアシステムの深化・推進															
1 (5)4	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 ★	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•
1 (6)(1)	高齢者虐待防止の推進 ★	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•
1 (6)2	身体的拘束等の適正化の推進 ★	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				
2. 自立	2. 自立支援・重度化防止に向けた対応															
2(3)1	科学的介護推進体制加算の見直し				•		•						•	•	•	•
3. 良質	3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり															
3(1)①	介護職員の処遇改善★	•	•				•	•	•	•			•	•	•	•
3 (2) ①	テレワークの取扱い ★	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3(2)⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮 ★ 全サービス																
3 (2)(8)	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し ★						•	•	•	•			•	•	•	•
3(3)① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 ★								全	サーヒ	ごス						
4. 制度	4. 制度の安定性・持続可能性の確保															
5. その他																
5①	「書面掲示」規制の見直し		全サービス													
52	5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間 地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 ★	•	•	•	•	•	•	•			•					
53	特別地域加算の対象地域の見直し ★	•	•	•	•	•	•				•					
58	地域区分							全	サーヒ	゛ス						

基本報酬の見直し

概要

- 〇 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61% の改定財源について、基本報酬に配分する。

【告示改正】

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和5年12月20日)(抄)

令和6年度介護報酬改定については、<u>介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ</u>、<u>サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行う</u>ことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する(介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた 処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

令和6年度介護報酬改定の施行時期について(主な事項)

■ 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。

▶ 6月1日施行とするサービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション

▶ 4月1日施行とするサービス

- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

▶ 令和6年8月1日施行とする事項

- 基準費用額の見直し
- ▶ 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担

2 令和6年度介護報酬改定等の概要・主な改定 事項について

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算 の導入
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- 身体的拘束等の適正化の推進



1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

※各事項は主なもの

医療と介護の連携の推進

<在宅における医療ニーズへの対応強化>

 医療ニーズの高い利用者が増える中、適切かつより質の高い訪問看護を提供する 観点から、専門性の高い看護師が計画的な管理を行うことを評価する加算を新設。

<在宅における医療・介護の連携強化>

退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。

<高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化>

所定疾患施設療養費について、介護老人保健施設の入所者に適切な医療を提供する観点から、対象に慢性心不全が増悪した場合を追加する。

<高齢者施設等と医療機関の連携強化>

高齢者施設等について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための見直しを行う。

質の高い公正中立なケアマネジメント

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

感染症や災害への対応力向上

- **高齢者施設等**における感染症対応力の向上を図る観点から、医療機関との連携の下、施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止するための医療機関との連携体制の構築や感染症対策に資する取組を評価する加算を新設する。
- 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、特定の場合を除き基本報酬を減算する。 (1年間の経過措置)

高齢者虐待防止の推進

• 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

認知症の対応力向上

• 平時からの認知症の行動・心理症状 (BPSD) の予防及び出現時の早期対応に資する取組を推進する観点から、認知症のチームケアを評価する加算を新設。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

• 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、**福祉用具**の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入 する。その際、利用者への十分な説明や多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

• **訪問介護**における特定事業所加算について、中山間地域等で継続的なサービス 提供を行っている事業所を適切に評価する観点等から見直しを行う。

看取りへの対応強化

各種サービスにおける、看取り・ターミナルケア関係の加算の見直し等を行う。

2

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

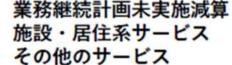
概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>



所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
 - 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、 特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

2 令和6年度介護報酬改定等の概要・主な改定 事項について

自立支援・重度化防止に向けた対応

・科学的介護推進体制加算の見直し



2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用を推進

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

※各事項は主なもの

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設・介護医療院・ 介護老人福祉施設等の関係加算について、新たな区分を設ける。また、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、新たな区分を設ける。
- 大規模型事業所であってもリハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、通所リハビリテーションの事業所規模別の基本報酬について見直しを行う。
- **居宅療養管理指導費**について、通所サービス利用者に対する管理栄養士による栄養食事指導及び歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる観点から、算定対象を通院又は通所が困難な者から通院困難な者に見直す。
- 訪問介護等において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専 門職の連携の下、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意のもとの歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供 を評価する新たな加算を設ける。
- 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目無く行われるようにする観点から、介護 保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に文書等で提供することを評価 する新たな加算を設ける。

自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から見直しを行う。
- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。
- 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、指標の取得状況等 も踏まえ、見直しを行う。
- 介護老人保健施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に加え、施設において薬剤を評価・調整した場合を評価する新たな区分を設ける。その上で、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合を高く評価する。

LIFEを活用した質の高い介護

- 科学的介護推進体制加算・自立支援促進加算について、質の高い情報収集・分析を可能とし、科学的介護を推進する観点から、LIFEの入力項目の定義の明確化や入力負担の軽減等を行う。
- ADL維持等加算、排せつ支援加算、褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、アウトカム評価を充実する観点から見直しを 行う。

2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 入科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を 推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

- <u>LIFEへのデータ提出頻度</u>について、他のLIFE関連加算と合わせ、<u>少なくとも「3月に1回」</u>に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

2 令和6年度介護報酬改定等の概要・主な改定 事項について

良質な介護サービスの効率的な提供に向けた 働きやすい職場づくり

- ・介護職員の処遇改善加算
- テレワークの取扱い
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ・外国人介護人材に係る人員配置基準上の 取扱いの見直し
- ・管理者の責務及び兼務範囲の明確化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

介護職員の処遇改善

※各事項は主なもの

 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が 生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。(3年間の経過措置)
- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。
- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む**特定施設**について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の特例的な柔軟化(3:0.9)を行う。
- · 介護老人保健施設等において見守り機器等を100%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間における人員配置基準を緩和する。
- 認知症対応型共同生活介護において見守り機器等を10%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間支援体制加算の要件を緩和する。
- EPA介護福祉士候補者及び技能実習の外国人について、一定の要件の下、就労開始から6月未満であっても人員配置基準に算入してもよいこととする。

効率的なサービス提供の推進

- 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
- **訪問看護**における24時間対応について、看護師等に速やかに連絡できる体制等、サービス提供体制が確保されている場合は看護師等以外の職員も利用 者又は家族等からの電話連絡を受けられるよう、見直しを行う。
- 居宅介護支援費(I)に係る介護支援専門員の一人当たり取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費(II)の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改め、取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

3.(1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分		介護職員等処遇改善加算							
		=	=	IV					
訪問介護·夜間対応型訪問介護·定期巡回·随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%					
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%					
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%					
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%					
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%					
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%					
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%					
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%					
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%					
介護老人保健施設·短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%					
介護医療院·短期入所療養介護 (介護医療院)★·短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%					

(注)令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

処遇改善に向けた対応(令和6年)

令和6年2月 ~5月

新たな補助金による処遇改善 (令和5年度補正予算:介護職員処遇改善支援事業)

令和6年4月~

- 現行の処遇改善関連加算について、
 - 事業所内での柔軟な職種間配分を認める (処遇改善加算・特定処遇改善加算の要件緩和)
 - キャリアパス要件 I ~Ⅲ(賃金体系・昇給の仕組み等の整備)について、令和6年度中の対応の誓約により、 満たしたものとする (処遇改善加算の要件緩和)
 - 加算未算定事業所等を対象に、簡素化様式を提供
- 基本サービス費の見直し(4月改定サービス)

令和6年6月~

- 処遇改善関係加算の一本化(※)
- 処遇改善関係加算の加算率を引上げ
- 基本サービス費の見直し(6月改定サービス)
 - ※ 令和6年度中は経過措置あり

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を 行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎対象期間 令和6年2月~5月分の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う)
- ◎補助金額 対象介護事業所の介護職員(常勤換算) 1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤 換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎取得要件

- 介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所(令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む)
- 上記かつ、令和6年2・3月分(令和5年度中分)から実際に賃上げを行う事業所
- 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金(※)の改善に使用することを要件とする(4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。)
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎対象となる職種

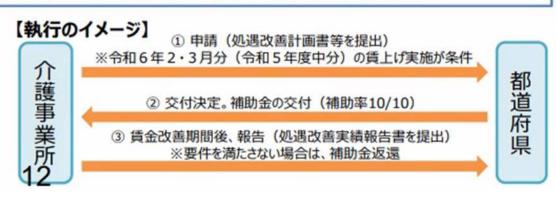
- 介護職員
- 事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎申請方法 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
 - ※賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)
- ◎報告方法 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
 - ※賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約364億円(事務費含む))。

◎申請・交付スケジュール

- ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
- ※ 事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。



3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理 していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的 な考え方を示す。【通知改正】

3.(2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、 各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間 勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。 【通知改正】

基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤扱い	0	0	○ (新設)
「常勤換算」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1 (常勤) と扱うことを認める	0	0	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本) 勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

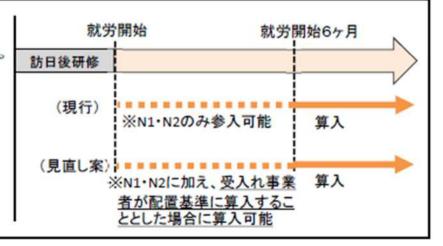
ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】【通知改正】

2 令和6年度介護報酬改定等の概要・主な改定 事項について

制度の安定性・持続可能性の確保

その他

- ・「書面掲示」規制の見直し
- 地域区分



4. 制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

※各事項は主なもの

評価の適正化・重点化

- 訪問介護の同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。
- 訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合の減算を見直す。
- 短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。
- 利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。
- 多床室の室料負担について、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討する。

報酬の整理・簡素化

- 介護予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。
- 長期療養生活移行加算について、介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、廃止する。

5. その他

※各事項は主なもの

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。
- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を 含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。
- 基準費用額(居住費)について、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

(※令和7年度から義務付け)

5. 8 地域区分①

概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例(※1)を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置(※2)については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

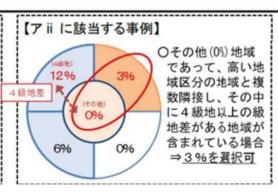
$(\times 1)$

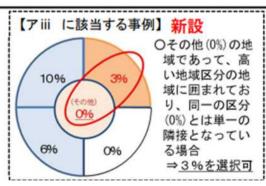
- ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。
 - i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
 - ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と 4 級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
 - iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引下げの場合を除く。)の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。 (新設)
- イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。(新設)
- (注1) 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。 (アiのみ)
- (注2) 広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。
- (注3) 自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。
- (注4) 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

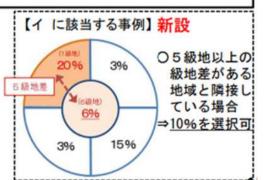
(* 2)

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

【アi に該当する事例】 O高い地域区 分の地域に全 て囲まれてい る場合 12% 12% ⇒ 6%又は 10%を選択可







5. 8 地域区分2

自治体: 1.741(R5.12.1现在) (別紙)令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域 2級計 4級地 5級地 6級地 7級地 その他 上乗廿割合 20% 16% 15% 12% 10% 6% 地域 東京都 東京都 埼玉県 茶城县 茨城県 兵庫県 宮城県 東京都 大阪府 北海道 新潟県 爱知品 奈良県 その他の地域 特別区 層布市(3) さいたま市 水戸市 尼崎市 伯台市 武蔵村山市 岸和田市 札幌市 新潟市 费橋市 ※ 大和高田市(6) 牛久市 干葉県 埼玉県 富山県 町田市 日立市 伊丹市 多質城市 羽村市 泉大津市 半田市 天理市 狛江市 干葉市 朝霞市 龍ケ崎市 川西市 茨城県 瑞穂町 貝塚市 結城市 富山市 豊川市 程度市 原座原 清安市(4) 多摩市 志太市 数手市 三田市 土浦市 奥多摩町 泉佐野市 下妻市 石川県 蒲郡市 桜井市 神奈川県 東京都 和光市 つくば市 広島県 古河市 检原柱 富田林市 常総市 金沢市 常滑市 樹所市 干葉県 広島市 神奈川県 横浜市 八王子市 守谷市 利根町 河内長野市 笠間市 内靠町 小牧市 香芝市 栃木県 ひたちなか市 福井県 荔城市 川崎市 武蔵野市 鉛維市 埼玉県 府中町 秦野市 和泉市 新城市 大阪府 三鷹市 域田市 東京家 川口市(6) 福田縣 字都文市 大磯町 柏原市 那珂市 福井市 東海市 宇陀市 智志野市 大阪市 青梅市 ※※※ 草加市(6) 福岡市 野木町 二京町 羽虫野市 筑西市 山梨県 大府市 山添村 ※※※ 芦田市(6) 東京都 群馬原 甲府市 平舞时 府中市 春日市 ※※ 中井町(他) 藤井寺市 坂東市 知多市 南アルブス市(他) 小金井市 高崎市 清川村 泉南市 和數市 高派市 三個的 立川市 新座市 小平市 昭島市 ※※※ 八瀬市(6) 埼玉県 大阪狭山市 つくばみらい市 ※※ 南部町(他) 田原市 斑鸠町 日野市 川越市 大洗町 長野県 大口町 安培町 東大和市 ふじみ野市 岐阜市 版南市 干葉県 行田市 变村山市 神奈川県 幹因祭 島本町 何見町 林森町 川西町 国分寺市 所沢市 河内町 松本市 阿久比町 三宅町 相模原市 些能町 国立市 楼須賀市(5 松戸市 旋能市 愛知県 能勢町 八千代町 塩尻市 東浦町 田原本町 清湖市 慈沢市 佐倉市 图碑市 五器町 岐阜県 性關稅 加須市 史图數 武装町(他) 变久留米市 境町 泰田町 選子市 市原市 東松山市 ※ 一宮市(7) 熊敦町 大垣市 明日香村 糕城市 ※ 三浦市(6) 八千代市 春日部市 港戸市 田尻町 栃木県 多治見市 设垄断 上牧町 美達加茂市(物) 東栄町 西東京市 海老名市 四街道市 狭山市 春日井市 **MERT** 概木市 王寺町 神奈川県 大阪府 袖ケ浦市(6) 羽生市 津島市 太子町 鹿沼市 各務原市 雙模村 広陵町 鎌倉市 费中市 印西市 鴻巢市 碧南市 河南町 日光市 可兇市 河合町 厘太市(4) 池田市 栄町 上尾市 安城市 干旱赤阪村 小山市 静田県 名張市 岡山県 受物度 吹田市 東京都 越谷市 西尾市 兵庫県 真田市 浜松市 いなべ市 岡山市 名古屋市 高槻市 福生市 蕨市 犬山市(7) 明石市 大田原市 20 am (1) 伊賀市 広島県 入間市 木曾岬町 刈谷市(4) 寝屋川市 あきる野市 江南市(7) 猪名川町 さくら市 三島市 東広島市 糕沢市 播川市 ※ 下野市(6) 富士宫市 東員町 廿日市市 豊田市(4) 箕頭市 日の出町 神奈川県 久喜市 尾張旭市(7) 大阪府 四條畷市(3) 奈良市 壬生町 島田市 范野町 海田町 守口市 具座県 平塚市 大和都山市 北本市 朝日町 ※※ 熊野町(他) 岩倉市(7) 富士市 神戸市 小田原市 富士曼市 磐田市 川越町 大東市 日進市 生胸市 前橋市 #EBT 伊勢崎市 門真市 茅ヶ崎市 三總市 爱西市 和数山県 链津市 滋賀県 山口県 兵庫県 大和市 蓮田市 清須市 掛川市 伊勢原市 坂戸市 西宫市 北名古屋市 座間市 幸手市 福岡県 芦崖市 弥寫市 <県内市町村の区分> 宝塚市 续潮市 観ヶ島市 あま市 葉山町(6) 吉川市 長久手市 寒川町 白岡市 变级町 区分 上乗せ割合 市町村名 爱川町 伊奈町 大治町 愛知県 三芳町 蟹江町 豊山町 知立市(6) 宫代町 岐阜市 6級地 6% 豊明市(6) 杉戸町 飛島村 松伏町 みよし市 三重 进智 津市 7級地 3% 大垣市 大津市 ※※※ 木更津市(7) 四日市市 草津市 野田市 桑名市 多治見市 栗東市 茂原市 鈴麻市 京都府 柏市 亀山市 京都市 流山市 进賀県 美濃加茂市 長岡京市(6) 教孫子市 產機市 大阪府 鎌ケ谷市 守山市 各務原市 白井市 甲賀市 枚方市 酒々井町 茨木市 字治市 可児市 八尾市 急岡市 松原市 域陽市(7) 将津市 向日市 0% ト記以外の市町村 その他 八幡市 高石市 東大阪市 京田辺市 交野市 木津川市 ※美濃加茂市の事業所に係る地域区分の登録に ※ 大山崎町(7) 精葉町 ついては、県で対応するため、届出不要です。 23(23) 29(27) 24(25) 137(140)

[※] この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

[※] 赤字は、緩地の変更がある市町村。(※:アiの場合、※※:アⅢの場合、※※※:イの場合、※なし:経過措置・激変緩和措置等)

[※] 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の最地。

基準条例の改正について

<改正する条例>

【介護保険関係】

- ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める 条例
- ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

【老人福祉法・社会福祉法関係】

- ・岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

3 介護報酬改定等に係る変更届・体制届について

- (1) 「運営規程」の変更について
- (2)「変更届」の提出期限について
- (3)「体制届」の提出期限について



(1) 令和6年度介護報酬改定等に伴う「運営規程」の変更について

- 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、すでに禁止規定のある入所系・居住系サービス に加え、訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護 予防支援の運営基準において「緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな い」旨が規定されました。(施行日:令和6年4月1日)
- 県が定める基準条例においては、独自基準として、運営規程に「緊急やむを得ない場合に身 体的拘束等を行う際の手続」を定めるよう規定しています。
- 〇 このため、新たに禁止規定が設けられた**訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉 用具販売を行う県指定事業所においては、運営規程を変更**する必要があります。

岐阜県指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準

(運営規程)

- 第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 $1\sim7$ (略)
 - 8 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き
 - 9 苦情を処理するために講ずる措置の概要 10 (略)

運営規程の参考例

(身体的拘束等の禁止)

- 第〇条 事業所は、サービスの提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(2) 令和6年度介護報酬改定等に伴う「変更届」の提出期限について

○運営規程の変更届

令和6年度介護報酬改定等に伴う「運営規程」の変更届については、通常は変更後10日以内に提出する必要がありますが、制度改正による変更であること等から、以下のとおり、提出期限を延長します。

○運営規程以外の変更届

運営規程以外の変更届については、通常のとおり、変更後10日以内に所管する県事務所等に提出してください。

※ 提出期限の延長の有無にかかわらず、運営規程は施行日より前に変更してください。

サービス種類	提出期限	備考
訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、通所リハビリテーション	令和6年8月9日	提出期限を2か月延長 (条例:6月1日施行)
上記以外のサービス	令和6年6月10日	提出期限を2か月延長 (条例:4月1日施行)

(3) 令和6年度報酬改定等に伴う「体制届」の提出期限について

- <u>4月の報酬算定に係る届出の提出期限</u>は、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっていますが、以下のとおり、<u>すべて令和6年4月1日</u>とします。
- 〇 現行の処遇改善に係る加算(<u>現行3加算</u>)については、<u>令和6年4月15日までは</u> 変更を受け付けます。
- 〇 令和 6 年 4 月からの<u>地域区分の変更(美濃加茂市</u>: その他 \rightarrow 7 級地)については、県において一括して変更しますので、<u>届出の必要はありません</u>。
- 新しい体制届の様式については、厚生労働省ホームページをご確認願います。 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227974.pdf
 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001231097.xlsx

<参考>令和6年度介護報酬改定での取扱い (R6.3.15 介護保険最新情報 Vol.1213 別紙1)

○届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、 適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する 観点から、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合 には翌々月から、算定を開始するものとすること。

ただし、令和6年4月から算定を開始する加算等の届出については、上記にかかわらず、 同年4月1日以前になされていれば足りるものとする。

4 介護報酬改定等に関する質問について



令和6年度介護報酬改定等に関する質問について

「対象者〕

県が指定等を行う介護サービス事業所・施設を運営する事業者

「質問方法」

県ホームページに掲載する以下の「質問フォーム」にて質問票を 送付してください。

https://logoform.jp/form/T8mB/540347

[留意事項]

- ・県では、令和6年度介護報酬改定等に関する**電話での質問は受け付 け致しません。**
- 質問票に記載の注意事項をお読みいただき、送付いただきますよう、 お願いします。
- 質問内容によっては、厚生労働省への照会等が必要となり、回答まで時間がかかる場合がありますので、ご了承願います。

5 その他(依頼事項・連絡事項)

- (1) 令和6年4月1日以降の指定申請・変更届出 等の様式について
- (2) 事業所メールアドレスの登録について
- (3) 各課からの連絡事項について



(1)令和6年4月1日以降の指定申請·変更届出等 の様式について

・ 指定の申請や変更の届出等の様式については、令和6年4月1日以降、厚生労働大臣が定める様式(指定申請書等)及び標準様式(勤務表等)により行うこととされました。

(参考) 令和5年12月19日付け国事務連絡 「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式について」

厚生労働大臣が定める様式等については、以下の国ホームページをご確認願います。(県ホームページ「介護保険ライブラリ」に掲載している様式についても更新予定)

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001180618.pdf

(2) 事業所メールアドレスの登録について

- 県では、介護サービス事業者の皆様への各種周知や情報提供等について、県ホームページに掲載するとともに、電子メールによりご連絡しております。
- 電子メールにより迅速に周知等を受信していただくためには、各事業所のメールアドレスを県に登録していただく必要がありますので、まだ、メールアドレスを登録していない事業所におかれては、下記により届出をお願いします。(アドレスの変更も同様)
- ※ 登録メールアドレスは、人事異動等により変更が生じにくいアドレスとしてください。

[届出対象] 県が指定等を行う介護サービス事業所・施設

[届出先] 各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所

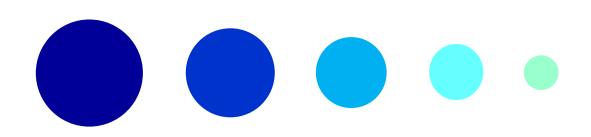
[提出書類]「変更届出書(第3号様式)」及び「付表」

[届出様式] 県ホームページからダウンロードしてご利用ください 岐阜県公式ホームページトップ > 子ども・医療・福祉・女性 > 高齢者 > 介護保険 > 様式ライブラリ(介護保険事業者)

[URL] https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html

(3) 各課からの連絡事項について

内容	資料番号	担当課
生活保護法指定介護機関制度について	1-2	地域福祉課
介護施設の感染対策について	1-3	高齢福祉課
高齢者の結核対策について	1-4	感染症対策推進課
ACP(人生会議)について	1-5	高齢福祉課
出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について	1-6	高齢福祉課
介護支援専門員証の有効期限の臨時的取扱い可能期間 の終了案内等について	1-7	高齢福祉課





以上、 共通事項についての説明となります。

ご清聴ありがとうございました